

Zenkoku Aozeiien

主月税連

坂本執行部集大成!

「青税精神を次世代に」

159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173

July.10.2015 No. **170**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長退任挨拶 P.3~4

この一年を振り返って 会長 坂本 和穂

各部長一年間を振り返って P.5~8

日税連・日税政との懇談会 P.8~14

法対情報 P.14~16

法対部より活動報告 法対策部部長 谷川 洋平

ご 案 内

第 48 回定期大会

2015 年 8 月 9 日 (日)

会場：定期総会 ラフレ埼玉

懇 親 会 ホテルブリランテ武蔵野

皆様の参加をお待ちしております

会長退任挨拶

一年を振り返って

会長 坂本和穂

1 はじめに

全国青年税理士連盟(以下「当連盟」という。)会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、当連盟の活動に深いご理解と多大なるご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

約1年半前に、坂田覚会長等推薦審議委員長より会長就任の要請を受け、わたしのような凡人は当連盟の会長にふさわしくないと当初は思いました。しかし、当連盟は任期が1年であり、これからも毎年会長を選任していかなくてはなりません。わたしの就任により会長のハードルが下がり、今後なり手が増えるきっかけができるということ、青税に入会したおかげで今日の自分があること、そして当連盟は毎年全国の優秀な会員が部長・委員長として活躍されているため何とかなるだろう、と思いついて就任させていただきました。実力不足のためいろいろ大変なことがありましたが、退任まで辿り着けそうなのは執行部や理事の皆様、各単位青税代表や会員の皆様にご協力いただいたからであり、月並みな表現ですが本当に感謝しています。事業の詳細については総会議案書に記していますので、各事業に対する個人的な感想などを記載し

て、少しでも今後の参考にしていただきたいと思っています。

2 税理士法改正について

平成26年3月20日に参議院本会議において「所得税法等の一部を改正する法律」が可決されました。当連盟のここ数年間



の活動は税理士法改正に対する活動が最重要項目であったといえます。日本税理士会連合会(以下「日税連」という。)に何度も意見書・要望書を提出するとともに、毎年1回開催される懇談会の場においても当連盟の意見を主張してきました。

法改正の内容については、皆様ご承知のとおり、最重要課題であった資格取得問題について政治決着が図られ、当連盟にとっては不満の残る内容となりました。この内容での改正なら何も改正されない方がよかったという声も聞こえてきます。「国民のための税理士制度の確立」に向けてさらなる活動がこれからも必要です。

今年度はまず今回の改正を振り返るという点で坂田純一会員による研修会を開催するとともに、今後の税理士法改正の足掛かりを築くために各単位青税からの意見聴取と法対策部会・理事会で議論を行い、意見書を日税連に提出しました。他の事業との兼ね合いやわたしの力不足で項目を絞った意見書の作成になってしまいましたが、次年度以降では次回の改正に向けてゼロベースからの議論を行っていただきたいです。

また、今回の改正の経緯を振り返ったとき、日税連の組織の問題にも取り組む必要があるとの考えから、日税連機構改革について議論を行い、要望書を提出しました。今後も日税連の動向を注視するとともに、組織のあり方について議論と提言を続けていただきたいです。

3 税制改正について

税制改正については例年通り、法対策部会や理事会で意見を取りまとめ、日税連に要望書を提出しました。本来は2月ごろに提出を予定していましたが、部長・委員長間の連絡調整体制に不備があり、4月に入ってから提出になってしまいました。どの事業でも所掌と責任を明確化し、事業の円滑な運営に努めなければならぬわけですし、大いに反省しているところです。

税制については税理士に建議権が与えられていることを真摯に受け止め、税務に関する専門家として、今後も議論と意見提言の継続を期待しています。

4 納税者を取り巻く諸問題に対して

納税者権利憲章については、参考文献もそう多くなく、当連盟でもこれまであまり理論的な研究等をしてこなかったのではないかとの考えから、納税者権利憲章の研究者である立命館大学の望月先生を講師に招いた研修会を1月に開催しました。滋賀での研修会でしたが、所要で開始予定時間を大幅に遅れて到着された望月先生が、タクシーを降りて駆け足で会場に入って来られた光景が思い起こされま。研修会の内容は非常に有益なものでした。

翌月2月にはその成果を元に国会議員の方々へ権利憲章制定に向けた陳情を行いました。予算委員会見学という貴重な経験もさせていただきましたが、現在の自民党政権下での早期の憲章制定はそうとう困難なことだと痛感もしました。納税者権利憲章については国際社会の最新動向も注視しながら、わが国での制定に向けた活動が今後も必要です。

5 組織活動について

近年、全国の単位青税で会員の獲得と定着の困難さについての話をよく耳にします。わたしも自分の所属する近畿青税での苦労を目の当たりにしています。当連盟は全国組織を名乗っていますが、実情は大都市圏の単位青税の会員が大多数を占めてお

り、個人会員は30名ほどであり、全国に拠点が存在するとは言い難い現状です。そこで個人会員の獲得を目指し、全国の税理士のホームページから1,700名ほどのアドレスを拾い出し、勧誘メールの配信をしました。結果として会員が得られたわけではないですが、多少の反応もありましたので、今後の参考にしていただきたいです。

また、当連盟未加入の任意団体の執行部の方々の懇談会を開催しました。こちらも今年度中に入会という成果は得られませんが、組織活動は長期的に取り組む必要があります。まず当連盟の存在と活動内容を知っていただき、体験参加していただく、そして入会していただく、という風に段階を踏んでいくような方法がいいのかもしれませんが。本年度は最低限の種まき程度しかできませんでしたが、今後も全国に青税の輪を広げる活動に取り組んでいただきたいと思ひます。

6 韓国税務士考試会との交流について

9月には名古屋で両国の税務調査をテーマに勉強会を開催しました。言葉の問題がありますので簡単な質疑応答にも時間がかかってしまい、今後の運営において一層の工夫が不可欠であると思ひます。今回はご家族も含めて考試会の方々にも多数お越しいただき、懇親会と2次会が非常に盛り上がりました。来年のソウルでの勉強会には当連盟から多くの会員が参加されることを期待します。

11月にソウルで開催された考試会の総会は盛大なものでし

た。片山会長時から始まった、日本側会長による全文韓国語でのスピーチを引き継がざるを得ず、非常に緊張して臨みました。事前の練習の甲斐あって韓国の方々には何とか内容が伝わったようです。2次会のカラオケでは青木会長時から始まった、日本側会長による韓国語でのカラオケ披露があり、こちらも練習の甲斐あって無事に終えることができました。考試会の方々の心温まるおもてなしは夜中まで続き、少々疲れましたが非常に印象深い思い出となりました。

今年度は全国青税の財政状況の立て直しをすべく、事務局家賃やホームページ管理料の値下げに取り組むなど、効率的な運営を心がけました。誌面の都合で記述できなかった他の事業につきましても、今後さらに発展強化させ、当連盟活動をさらに盛り上げていただきたいです。振り返ってみると、力不足もあり、手をつけることができなかった事業も多く、反省すべき点が多いです。歴代会長・執行部と比べますとさまざまな問題のあった1年かもしれませんが、最後までお付き合いいただいた各部長・委員長、理事及び各単位青税代表には心より感謝しています。

今後も会員の皆様の、当連盟活動に対するご理解とご協力をお願いしまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

一年を振り返って

～各部長編～



総務部

部長 小林 弘隆

(名古屋青税)

「総務部長は裏方に徹するものだ」と瀬川前総務部長に教えられたものの、今年度はやたらと総務部上程の審議事項が多く、また上程するたびに理事会が紛糾し、批判の矢面に立たされることもしばしばで、完全に瀬川さんにダメされたと今になって気付いた小林です、こんにちは。

とはいえ、この一年はとても

充実しておりました。間近で坂本和穂という偉大な人物の動静をつぶさに観察できたことは、今後の人生において大いなる収穫と言えるでしょう。

また、事務局の神田さんには常にバックアップしていただきました。不慣れなわたしと就任したての神田さんという凸凹コンビでしたが、彼女の並々ならぬ適応能力によりなんとか難局

を乗り切ることができました。この場をお借りして御礼申し上げます。つかまつります。

各部長、委員長、単位青税代表の皆様、そして理事の皆様、毎回スムーズな理事会運営にご協力いただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。もう退任しますですのでこれからはボクのことイジめないでね。



経理部

部長 櫻井 繁樹

(近畿青税)

経理部長を務めさせて頂きました櫻井です。

経理部と言う裏方に徹する部ではありますが、韓国税務士考試会の総会訪問、日税連懇談会への出席、全青会費値上げの検討等、今年度は、例年にはあり得ないほど非常に活動的な経理部長として一年間を過ごさせて頂きました。

特に会費値上げに関しては、平成26年4月からの消費税率引き上げに対する措置として、全青の財政立て直しのためにも実行したかったのですが、思いの

ほか単位会の財政状況も厳しいという現実を知り断念した次第ですが、理事全員で全青の財政状況を理解してもらう良い機会になったのではないかと考えております。他にも総務部長と協調しながら、全青事務局の必要性の検討を含め、いろいろな角度から財政状況の再認識を促すための意見を示させて頂きました。これらに関しては、全青が今後も長期的に活動していく上で、避けては通れない議論かと思えます。

全青ももう引退すべき時期を

過ぎていながらも関わらず、まさかまさかの会長からの部長指名を受けて、坂本執行部の一員として活動させて頂いた一年間でした。今まで以上に、全青の皆様とお会いする機会が多く得られたことに感謝致しております。就任の際の広報誌原稿において、全青理事も今年こそ最後の年、と書いておりましたが、どうやら最後の年とはならないようです。

皆様、次年度も宜しくお願い致します。

一年を振り返って

～各部長編～



研究部

部長 宮石奈緒子

(東京青税)

昨年夏に研究部長を拝命してから、長いようで短い一年があったという間に過ぎました。

今年11月の秋季シンポジウム開催まで2年度越の仕事となり、最後までやり遂げられるのか不安を抱えながらの就任でしたが、皆様のお力添えをいただき、何とか会場・統一テーマの決定まで至ることができました。

また、「発表オリンピック」企

画についても開催が決定しました。4つの評価ポイントを軸に、会員の皆様に採点していただき、優秀発表2単位青税を選んで投票していただくという企画です。爽やかな秋の1日、時間をかけて論文を書きその発表についてもご苦労された各单位青税の研究発表を、是非、より多くの会員の皆様に見ていただきたいと思っております。

メンバー30名を越える東京シンポジウムバックバンドを結成し懇親会準備も上々です。

まだまだこれからが開催準備の大詰めになりますが、最後まで東京青税一丸となって、全国の皆様をお迎えできるよう走りきりたいと思います。

11月8日(日)

大手町サンケイプラザ

でお会いしましょう！！



組織部

部長 南波隆之

(神奈川青税)

振り返ると任期が始まる前は、1年が長い期間に感じましたが、現時点で、あと2カ月が残されているばかりで、時間が経つのが早いのに驚きと感慨を覚えています。

私自身はなじみがあるとは言えなかった全国青税の活動を少しでも感じる事ができて、これからの青税活動に必ずや生きてくるものと思っています。

組織部は、坂本会長のリーダーシップの下、個人会員への青税活動に関するアンケートや、全国各地へのメールでの青税紹介

と入会勧誘など、新しい取組みを行ってきました。応援のメッセージを頂いたり、中には青税への厳しい意見もありましたが、現在の青税が外部からどう見られているのかの重要な情報でもあります。こうした取組みはすぐには成果に結び付きにくいですが、地道な取組みがいつか花開くこともあると思います。

3月には組織拡大会議を開催して、各单位青税の組織活動を情報交換しました。単位青税ごとに会員構成など地域性が違いますので、即、自分の所で始め

るわけにはいかないでしょうが、大いに刺激を受けました。

最後になりますが、坂本会長はじめ執行部の方々には様々なご協力を頂き、ありがとうございました。また、組織部員のみなさまにも貴重なご意見ももらったり、作業を分担して頂きました。この場を借りてお礼申し上げます。

一年を振り返って

～各部長編～



厚生部

部長 折戸 俊行

(岐阜青税)

全国青年税理士連盟・厚生部長を仰せつかってから一年が経とうとしています。私の厚生部長としての役割は、理事会後の懇親会の進行をすることでした。お店の手配や会費の集金にあたっては、開催地青税の多大なるご協力を賜りました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。司会進行にあたっては、ペース配分を間違えて役立たずになるという粗相もございましたが、

部員さんたちのおかげで滞りなく行うことができました。森岡部員、村岡部員、本当にありがとうございました。

理事会においては真剣に議論を交わし、懇親会では腹を割った話をするという全青の良き伝統のなかで、多くの会員と心を通わすことができたのは、私にとってかけがいのない財産となりました。全青において、この良き伝統が引き継がれていくこ

とを望むばかりです。全青の会員の皆様、全青の理事として活動するチャンスが訪れた際には、是非とも掴み取ってください。得られるものの大きさは計り知れません。

最後に、厚生部長としての役割を与えてくださった坂本会長、ならびにその人事を承認していただいた会員の皆様に感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。



国際部

部長 森 智之

(東京青税)

昨年の8月に国際部長を拝命し、長いようで短い1年でした。国際部は韓国税務士会との国際交流を主な事業としていますが、語学のできない中、1年間その職責を全うすることができ正直少しほっとしております。

国際部としてメインの活動は勉強会の開催ですが、2014年10月4日名古屋にて「日韓両国の税務調査比較」をテーマに勉強会を開催しました。資料作り、会場のセッティング、資料の翻訳、当日の運営、と部員が少ない中での準備は非常に大変でし

た。それでも、皆様のお力を借り韓国からは20名の考試会の皆様に参加いただき、勉強会が盛況に終了できたことは非常に良い経験が出来たと思っております。また、勉強会後の懇親会でも考試会の皆様と親睦を図ることができ楽しい時を過ごさせていただきました。是非、今後この勉強会を末永く継続して行っていただきたいと思っております。なお、今年は9月11日に韓国ソウルで勉強会が開催されます。多くの皆様の参加をお待ちしております。

最後になりますが、部員の皆様、会員の皆様のお力をお借りし、1年間国際部長の役職を無事に務めることができました。本当に1年間ありがとうございました。



一年を振り返って

～各部長編～



広報部

部長 小森 秀子

(埼玉青税)

広報部をお引き受けしてあっという間に1年間が過ぎてしまいました。不慣れなせいで皆様にご迷惑をおかけしたにもかかわらず原稿依頼を快く引き受け

頂きましたこと、感謝いたします。

青税の活動を後方から支援する広報部(?)皆様に支えられ、たくさんの方の活動を勉強しまし

た。全青の活動の息使いをうまくお伝えできたでしょうか。この広報誌が皆様のお手元に届くまで、もう少し頑張りたいと思います。

日税連及び日税政との懇談会

平成26年11月13日/日本税理士会館

法対策部長 谷川洋平

全国青年税理士連盟との
懇談会

15:00～17:00

平成26年11月13日(木)日本税理士会館において、日本税理士会連合会(以下、「日税連」という。)及び日本税理士政治連盟(以下、「日税政」という。)の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは池田会長、浅田専務、中村専務、和田専務、池谷総務部長が、日税政からは小川会長、小林幹事長が同席して開催となった。全国青税からは坂本会長以下19名での参加となった。

今年度のテーマは法対策部に

設置のある委員会、納税環境整備、税制、税理士制度の3本柱で行った。ジャスト2時間での懇談となった。以下にその要旨を掲載する。なお内容については字数の制約により要約・意訳しているところがある旨ご理解いただきたい。

★池田日税連会長あいさつ

毎年恒例となったが、年末になると青税から懇談会でいろいろと要望が出てくる。我々は真摯に受け止め、必ずや会務に反映させたい。

衆議院の解散が行われるようだが、政権がどうなろうと、我々はあるべき税制について活発な意見交換を進めていきたい。今日はいろいろと意見交換をした。

★坂本会長あいさつ

本日は税理士制度以外にも、納税者権利憲章や番号制度といった、いわゆる納税環境整備や税制についての議題も掲げさせていただいた。中心となるのは税理士制度に関わるころだと思うが、懇談会が将来の税理士制度の発展につながればと思っている。

★小川日税政会長あいさつ

前向きな気持ちがあれば、それは青税であると思う。常に前向きでないと制度自身が死んでしまう。懇談会が有意義なものになればと思っている。



坂本会長



小林総務部長

1 納税環境整備

鈴木：納税者権利憲章について。日税連の税制改正要望書からは権利という文字が依然除かれたままになっている。納税者権利憲章の制定が叫ばれ、関連諸規定の法制化が望まれている。ここでさらに義務を追加し、強化していく議論はいかなものかと考える。

浅田専務理事：権利の言葉を持ってくると義務の視点がはずれてしまうだろうということで、この納税者憲章という言葉が我々は使っている。直接の関係はないが行政不服審査法が今年改正される。一步二歩前進した部分での改正がされている。評価していただきたい。

鈴木：改正が行なわれていい方向には向かっていると思う。行政不服審査法は一般法であって、国税通則法は特別法になっている。その時点で納税者と課税庁側とのバランスが悪くなっている。法律で定められている大半は義務であり、一般の納税者に「あなたたちにはこういった権利があるのですよ。」と目に見えるものとして作ることは大切だと考える。

小川会長：納税者権利憲章は我々日税政も必要だと思う。あと一步までいったが権利という言葉に非常にナーバスになっている政治家がいる。意見はもっ

と強く言うこと。強く言い続けないと、言っていないじゃないかと言われてしまう。強く言い続ける必要がある。

坂井：行政不服審査法は事後の救済になる。納税者権利憲章は基本的にはその事後に至る前の周知をするもの。増税傾向の中では課税庁側と国民納税者の間で軋轢が生まれる可能性がある。丁寧な税務行政の運営、円滑化に資するという意味でも、納税者権利憲章はやはり作成しておくべき。政治的な抵抗があるのはわかるが、今回のこの記述を踏まえて何かアクションを起こすような予定はあるのか。

小川会長：日税政的にはない。

水野：3年前に自民党に政権が変わってから、建議書からは自民党案に合わせる形で権利が落ちた。青税としてはその後ずっとこの権利にこだわって質問している。義務は当然法律に定めがあるもので、知るも知らないも強制され、罰則もある。権利を強く保障していかないと、義務と権利のバランスが取れない。次回の建議書に権利を入れるように強く要望する。

鈴木：日税連の関連団体、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）の会長に池田会長が選出された。AOTCAはモデル納税者権利憲章を公表している。会長のお膝元である日税連でも納税者権

利憲章の制定を進めていただきたい。

鈴木：番号制度について。番号法では個人番号を取り扱うすべての事業者を対象とすることとしている。我々税理士は個人番号関係事務実施者に位置付けられて中小規模事業者には該当しないことになり、多くの安全管理措置を講じなければならず、違反すると罰則規定もある。実際には行政機関が特定個人情報等を管理すべきで、一般の事業者にここまでの義務を負わせるようなシステムを構築すべきではない。

浅田専務理事：税理士事務所用の管理措置が出来ないか検討中。個人番号から税理士業界は逃れられない。すべての税理士が対応できる対策を考えている。管理の部分から外れないかよりも法律なので仕方がないと考えている。税理士が困らないように進めている。

鈴木：なんでも決まったものだからと押しつけられるようなことになってしまうことを危惧している。研修ホームページで社会保障・税番号制度（入門編）が配信されている。こういったものがこれから必要なのか、こういったことをやらなくては行けないのか情報提供すべき。



池田日税連会長



小川日税政会長



小林日税政幹事長

2 税制

櫻井：税制の建議書について。各单位税理士会から意見書が寄せられてくるが、どれぐらい日税連で作成する税制改正の建議書に盛り込まれているのか。また別に日税連税制審議会という会長の諮問委員会が存在するが、そちらの諮問委員会からの意見書、答申についてはどのように建議書に盛り込まれているのか。そして我々青税の税制改正意見書も有効的に活用されているのか。

浅田専務理事：調査研究部の所掌で、15単位会全てから出てくる。その中から各項目を議論して建議書ができる。当然に青税からの要望項目も検討されて集約されており、膨大な量の審議をやっている。最近では細部にまで集めたのが、あの分厚い冊子。

櫻井：日税連税制審議会から答申を受けたものについては建議書に盛り込まれないのか。

浅田専務理事：学術的なところで審議項目が決められる諮問をしている。その内容についての答申は当然に参考にされる。

櫻井：最終的にこの建議書になったと、もう一度各单位会や各会員に建議書をフィードバックして、最終的にこれでいいだろうかというようなプロセスを踏むというのは実務的に難しい

ものか。

浅田専務理事：難しい。提出時期を決めて提出の依頼文書を出す。建議は6月の理事会に出てくる。正副会長会、常任理事会、理事会という日程を経なければならぬ。また年に1回の建議でいいのかという疑問もある。

櫻井：建議項目30項目のうち10項目程度に絞って、国会陳情などを行っている。削っているのはどういった基準で、どのようなプロセスなのか。

小林幹事長：11項目。前段に3つの重点項目があるので全部で14項目。これの取捨選択については、日税連の調査研究部と日税政ですり合わせをして、重要度の高いものから抽出をしている。

小川会長：国会議員と1時間も膝をつめて話をするのは非常に難しい。まず先頭にある重点3項目を中心をお願いをする。

櫻井：全国青税の意見書は連合会では読んでいないのか。

小川会長：私は調研担当じゃないが、ルールからいくと各单位会から上がってきたものの集約が日税連の建議書。全国税理士会員の意見の集約でもある。優先順位としては各单位会が優先。ただもちろん参考にはしている。優先順序になれば各单位会から上がることが当然。建議権は各单位会にもある。しかし15の単位会と日税連が出し

ている意見が違った場合にどうなるか。だから各单位からは意見書という形式で出す。理事会のあとで日税連の担当専務と日税政の幹事長、日税連の調研部長、日税政の政策委員長の4人で最終的に決める。それを日税政の正副会長と日税連の正副会長が了承する。だから時間がかかる。任意団体の意見書というのは出していただいてもいいが、やっぱり各单位会の出しているものが優先になる。まずは調研部が会員に対して意見の募集をする。そこへ積極的に出すのが一番の本筋。

坂井：重要性に従って絞り込むのはいいが、絞り込んでしまった項目についても活かす方向性がないと、この部分が聞きたいのに税理士会はこれしか言わないのかという評価になってしまう。どうせダイジェスト版を作るのなら、分厚いものも作るべきと個人的には思う。

櫻井：続いて法人税率の引き下げに関して。引き下げをするのは、もちろん意見としては我々も同意する。ところが課税ベースが広がると納税額、税負担が増える。結果的に中小企業に対して税負担が増えるような税制改正になっていないか。

浅田専務理事：日税連の総会の日日本経済新聞に日税連が一面広告を出した。麻生大臣が来



和田専務理事



池谷総務部長



浅田専務理事



全青税執行部

賓として出席し「こんな反対をする団体になぜ出席しないといけけないのか。」と挨拶をされた。建議書の法人税の1ページの下2段目3段目に書いてある、財政健全可能性が法人税率の引き下げ税収の確保のための課税ベースの拡大。消費税を上げる、そして法人税を下げる。だから財源がそっちへ移行するのではないかという疑問を持たれたら困る。政治家は法人税を下げるのは法人税のなかだけで上げて、下げる。消費税率のアップと一緒にされると困るという。だから新聞に書かしていただいたとおり、中小企業に負担なることはどうか考慮してくださいってことを言い続けている状況。

櫻井：税率が下がっても所得が下がっていくと課税ベースが随分と広がる雰囲気があると懸念する。

浅田専務理事：課税ベースを下げるついでなのではなく、中小企業に過大な負担がからないように主張している。

櫻井：よく我々もあるべき税制、公正な税制ということで議論していくなかで、大きな部分では日税連が考える方向性と大きく変わるところはないと思う。税理士が望む公平な税制を実現するうえで、我々が望む税制がより実現していく近道だと

思う。

浅田専務理事：我々が日税政活動に参加して言うことは非常に効果的だと思う。本当に我々が出す項目が実現するようになったのは、議員への陳情活動の積み重ね。日税政活動に興味を持ち、参加していただきたい。

櫻井：各所属単位会に任意団体としてでも個人としてでも意見書を出していくと。

小川会長：さっきは建前を申し上げたので、任意団体として意見書を出していただくと参考にはなる。行政当局は税理士会が正面を切っていく。あとは政治。税理士法改正であれだけできたのは、やはり地域の議員に対して、後援会とか地域の税政連を通じて働きかけがあるから。税理士会の会員として直接意見を言っていたのと、団体として意見書を出すことと、税政連を通じてこれだと思う議員に対しては積極的にアピールして、お手伝いをしていく。その方向しか基本的にはない。最初は挫折感にさいなまれていたのが調研部。それが程度通りだったのが民主党政権。12月の14、5日ごろに与党税制改正大綱が出る。昔はそのころに陳情をしに行った。それでは遅い。実際は10月か11月ごろに財務金融委員会で議論がされる。そのこの

議題に上げてもらうためには、その前に持っていかないといけないとわかったのがほんの数年前。いろいろな意見はあるが、民主党は透明化しようと非常に努力されて与党税調はやめ、政府税調だけにした。その流れというのは自民党が与党になってからでもそう戻ってはいない。地道な努力をしていきたい。

中村専務理事：機関決定も何もしていないが、税理士の声が税制のなかにどう反映するかという永遠の命題。池田会長の考えのなかに党税調、政府税調と同じように税理士税調というものを作ってみたらどうかというものがある。建議権を持っているのは税理士会だけ。そして国連、それからOECDへ。会長がヨーロッパ税務連合（CAP）の対象に聞いたらそういう発想が全然ない。日本には税理士制度があるということをAOTCAの会長になってその説明をした。そのなかで税理士から見た税制ができたらいいと。今は予算もなくイメージだけだが。青税の力を借りたいという気持ちがある。ここ何年か中小企業庁にも建議書を持って行って大雑把な説明をしている。各商工会など、さまざまな団体が要望書を出しているが、みんな我田引水のな要望だけ。税理士会だけはあ

るべき税制、国民の負担をどう軽減していくかということに対する目線で建議をしている。これが他の団体とか関係団体と違うところ。商工会議所の経営相談員ではなく、税理士を中小企業の認定支援機関にすることになったのも、建議書をまとめた税制面の活動があったから。これからは先生方も含めて若い年代がやっていくこと。ともにどういう方向を目指すのかを議論しなければならないと思う。

3 税理士制度

小林（敬）：国税職員の情報漏洩事件についての対応と税理士法改正、所属税理士制度に関するQ&Aについて聞きたい。まず国税職員の情報漏洩事件についての対応だが、大阪国税局の現職職員が、国税OB税理士に対して調査情報を漏らすという事件があり、青税も26年10月15日付で国税庁と日税連に意見書を提出している。意見書は国税庁への抗議と事実関係の公表を求めること、今後の税理士制度のあり方への検討だが、この事件について日税連が国税庁へどういった対応をしたのか聞きたい。

浅田専務理事：国税OB税理士であっても、我々税理士会の会員であるため綱紀肅正が必要で

ある。そのため国税庁、国税局に抗議する前に、我々が襟を正さなければならない。今回の税理士法改正でも登録拒否事由が入るなど対応していることを理解いただきたい。

小林（敬）：こういった事件があった場合、国税庁から日税連に対して情報提供などはあるのか。

浅田専務理事：情報提供はない。容疑者は地検特捜部が逮捕する。捜査に入ったことは分かるが、逮捕起訴となると国税局ですらわからない。

小林（敬）：平成26年の税理士法改正で懲戒免職等になった公務員について税理士の登録拒否事由の見直しが盛り込まれたが、不祥事を起こした国税職員の税理士登録と、調査情報を取得した国税OB税理士への対応について聞きたい。今回のケースの場合、事件を起こした国税職員から税理士登録の申請があったらどう対応するのか聞きたい。

中村専務理事：国家公務員と地方公務員は過去の懲戒歴などがわかる。登録に際して欠格期間中にどういうことを行っていたのか、どうやって所得を得て生活していたのかを確認するようにしている。また欠格期間中に研修や倫理に関する研修の義務化を課していくことも考えて

いる。

小林（敬）：情報漏洩を教唆したというこの国税OB税理士については日税連で特定できているのか。

中村専務理事：個人情報保護法という枠のなかではなかなか難しい。しかし情報が入ってきた段階で、信用失墜行為などで懲戒の対象にはなり得る。

小林（敬）：今後こういった不祥事があった際には、国民納税者に対して会長声明など出すことを検討しているのか。日本弁護士連合会では、弁護士や元弁護士が犯罪を起こすと、会長声明としてホームページなどで再発防止や信頼回復に努める旨のコメントが出されている。

中村専務理事：税理士会には監督官庁があり、自治権の中でやっている弁護士会とは違う。税理士会も国民にアピールする必要性はあるかもしれないが、監督官庁との連絡調整が最優先と考えている。内部の規律を高めるための情報発信は綱紀部を中心に絶えず行っているが、国民に対して情報発信をする必要はないかと思う。

小林（敬）：最後に要望だが、国税OB税理士と国税職員の間には現役時代のしがらみなど構造的な問題が根本にある。税務官公署等の行政実務経験者への



全青税執行部



緊張をほぐす小林総務部長

税理士資格付与制度が、こういった情報漏えい問題の土壌となっている。従前よりの当連盟の主張だが、今後の税理士法改正に向けて国税OB税理士への資格付与に一定の制限を加えることに取り組むべきである。

小川会長：一つだけ申し上げると今回の税理士法改正において、非行を行った国税職員については、税理士となる資格の停止ではなく剥奪を予定していた。しかし内閣法制局に、資格と資質は違うと言われたこともあり、抜本的な法改正をしない限り資格を取り上げるのは無理。それに国税職員が何万人もいるが、非行を行うのはある意味わずか。国税OB税理士は影響力が高いため大きく取り上げられるが、他の税理士もけっこう問題を起している。今回の税理士法改正では、問題を起こした国税職員等の登録に際して本当に悔い改めたかの資質をチェックすることができるようになったので、少し前進があったと思う。資格についてはもう1つ先の話だと思っている。

坂井：この件については、昨年の懇談会のときにも発言したが、国税OB税理士と現職国税職員とのあいだの癒着の関係は、明らかに制度上の問題・欠陥であり、実害も多く出ているという事実があり、今後の税理士法改正においては資格取得の問題に関し、ぜひその辺りを踏まえて検討していただきたい。

小川会長：それはポイントにはなっていると思う。今回は税理士法の改正に至らなかったけれども、公認会計士についても、既に公認会計士で税理士になった人が自動資格付与されてどれ

だけの問題起こしているのかと聞かれても計量ができてない。

坂井：国税OB税理士の非行は影響が大きいため、税理士全体の信用を棄損するようなことをこれ以上起こさせないためにも、資格取得制度のことに話をもって行っていただきたい。

櫻澤：現在7万人いる税理士のうち、たとえば5科目の合格者が何名いるのか、国税職員のOBの方が何名いるのかといった統計情報も出していただきたい。

池谷総務部長：国税職員のOBであっても5科目合格者はいるが、そういった人も国税OB税理士として捉えているようなこともあり、簡単に色分けはできない。ダブルマスター、シングルマスターもそうである。しかし現在証票の更新制度のプログラムを作っており、そこに合わせて過去の基礎データも見直している。事務局ともすり合わせをしたうえで要望に応えられるか検討したい。

小林（敬）：次に税理士法改正について。まず指定研修について、今回の税理士法改正で公認会計士については国税審議会が指定した税法に関する研修を修了した者には税理士となる資格を有することとされた。この指定研修については、現在その内容や運用方法が明らかにされていない。しかし指定研修を修了した公認会計士が、税理士試験を合格した税理士と同等の知識を有することを担保することが必要となってくると思われる。そこで、この指定研修がどのようなものになるのか、指定基準など現在わかっていることがあれば教えていただきたい。

小川会長：公認会計士協会と違い国税審議会は独立機関であるため、税理士試験の合格程度の水準を担保することは重く受け止めてやってもらえるはずである。まだ3年ぐらい時間があるので、具体的には動いていないようである。また指定研修について注文をつけるのであれば、我々税理士会も登録時研修などでしっかり研修を行っていることを主張できるようにするのも課題だと思っている。

小林（敬）：この国税審議会については、昨年の懇談会でも我々に勉強するよう言われていたが、末端の税理士がこの国税審議会について知るべきがない。今後国税審議会やその中の税理士分科会についてもっとオープンにしていきたい。そういったことを日税連から働きかけることはできるのか。

池田会長：税理士分科会は5人の委員がいるが、その中の一人は税理士である。そこからの情報によると具体的には指定研修の話には入っていない。青税に対してこちらから質問したいが、青税は政治連盟に対してどのような考えを持っているのか。また今後青税の中で政治連盟は作る予定があるのか。政治というものに対し、青税はどういう立ち位置で考えているのか。今までの質問は要望ばかりだが、要望を実現するのは政治である。だから税理士として政治に関与してもらいたい。日税連にしっかりやれ頑張れというだけではなく、一緒に頑張ってもらいたい。

水野：青税も政治家に直接建議・陳情することはやっている。

池田会長：政治家と一緒に働きかけを行ってもらいたい。現在

共産党以外の議員については後援会がある。どの政党であっても税理士のために、あるべき税制を理解する議員なら推薦すべきである。民主主義は国会で決められる法律がすべてである。そのため青税にも要望だけではなく、そこまで一緒にしてほしい。同じバッジをつけているのであれば、日税連の批判ばかりするのではなく、一緒に陳情に行ってほしい。

小林（敬）：最後に平成25年11月3日に日税連と日本公認会計士協会との間で交わされた確認書について聞きたい。この確認書では「平成26年度税制改正における税理士制度の見直しに関し、日本税理士会連合会と日本公認会計士協会は、下記のとおり合意したことを確認する」と記載され、「税理士法3条に関して更なる見直しを求めない。」との記述がある。このくだりについては、読み方によっては未来永劫3条4号については改正しないというふうにも理解でき

るが、今後どう扱っていくのか。**池田会長**：私も何回も言っているが、この部分は大きな決断であった。もしどうしても科目合格でなければ認めないという姿勢を続けていけば、話自体が流れた。一旦流れてしまえば、今後何年経っても絶対行政が受けつけてくれず、組上にもならない。そのため何としてでも突破口として日税連はここを取りたいといった政治的な形で確認書が交わされた。確認書というものは、政治的によく使われるもの。いわば一つの文章について二通りに読み取りができるようにしておき、お互い譲っていないといえれば譲っていなかったというようにもとれるもの。また未来永劫に3条問題は触れられないということではない。立法での変動があれば直してもいいと読める。今すぐこの3条問題に取り掛からなくとも、そういうことを頭に入れて、これから取り組んでいく必要がある。そのため今度の指定研修の内容を

チェックしていく必要がある。もちろん日税連にそれをチェックする権利はないが、チェックしていこうという姿勢が、国税審議会に届くのではと思う。だから必ず税理士会から1人国税審議会に入れるので、その1人にチェックのお願いをしていくことになるであろう。この確認書があるから未来永劫に何か触れられないということはない。それだけは断言できる。青税にお願いしたいが、このことはそのままにしているはいけないので、絶えず毎年主張して行ってほしい。

小川会長：我々もそうだが、言い続けると駄目。言い方についてはもちろん工夫がある。今までのやり方ではあそこまでだったということは、政治的に足りない部分があったから。だからもう1回仕切り直して考えていく必要がある。

法 対 策 情 報

法対策部より活動報告

法対策部長 谷川洋平（近畿）



1. はじめに

本年度の法対策部は、昨年度に引き続き、税理士制度対策委員会（小林敬幸委員長・近畿）、税制対策委員会（小原勝己委員長・神奈川）、納税環境整備委員会（鈴木茂和委員長・東京）の3委員会を設置し、全国青年税理士連盟規約第2条

（目的）に掲げられる「国民のための税理士制度の確立」、「国民のための租税制度の改善」の目的達成のために、当連盟としての意見を取りまとめ、意見書・要望書等の作成・提出、懇談会、国会陳情などを通じて、関係機関への提言等を行ってきました。これらの提出した意見書や要望書等については、

広く意見を周知するべく全国青年税理士連盟のホームページにおいて掲載しております。

この在任期間中における法対策部所掌事項の主なトピックとしては、税理士制度対策委員会に関する事項として「日本税理士会連合会の機構改革」についておよび「税理士法のさらなる改正」にむけて、会員に広く意

見募集を行い、意見書および要望書を作成し日本税理士会連合会に提出をしました。また、納税環境整備委員会に関する事項として「納税者権利憲章」の勉強会、国会陳情を行いました。そして、税制対策委員会に関する事項として「税制改正に関する要望書」を作成し日本税理士会連合会に提出をしました。

ここで、この1年間の法対策部の活動について、提出した意見書や要望書等および、活動に沿って、それぞれの主張や経緯、背景などを、私見を交えてご報告させていただきます。なお、この原稿の執筆は6月の初旬であり、未確定の情報や活動などがあるかもしれません。

また、任期である8月9日の定期総会までに新たな動きがあるかもしれませんが、その際にご容赦いただきたく存じます。

2. 税理士制度について

(1) 日本税理士会連合会の機構改革について

日本税理士会連合会の機構改革については、先ず当連盟が過去に作成し提出した要望書を手に入れるところから始まりました。調べると日本税理士会連合会に提出した要望書は3つありました（昭和57年度、平成13年度、平成14年度）。また、当連盟の総会の議案書で日本税理士会連合会の機構改革について書かれているものを調べました。4年度連続して書いてありました（平成11～14年度）。最初の部会において、3つの要望書と4年度の事業計画および事業報告の勉強会をしました。そして原案を作成し理事会に上程しました。しかし、広く会員より意

見をもとめてから作成・提出するよう意見があり、再考することになりました。その後期限を設け意見募集を行い、改めて原案を作成し理事会に協議事項として2回上程をし、6月の理事会において可決される見通しです。

この要望書は坂本会長の熱い思いがあり、法対策部が一丸となって一年をかけて作成したものです。平成26年の税理士法改正が「確認書」という政治的な決着となったことに疑問を持ち、日本税理士会連合会の機構を改革しなければ、今後もこのようなことが起こるとの危機感から作成し、提出をしました。

(2) 税理士法のさらなる改正にむけて

平成26年の税理士法改正が不本意な結果となり、さらなる改正の火蓋が切られた今年度、何ができるのかを考え、広く会員より意見をもとめることにしました。期限を設け意見募集を行い、原案を作成し理事会に協議事項として2回上程をし、6月の理事会において可決される見通しです。この意見書は平成26年の改正税理士法が可決されてから、初めての当連盟からの意見書となります。そのため意見の集約にはちょっと時間が掛かりましたが、さらなる税理士法の改正を行う第一歩となりますので、多少時間が掛かったとしても総括は必要だったと思います。

また、講師を招いて改正税理士法の勉強会を開催しました。現在、書籍は既に出版をされていますが、当時は出版前の内容にも関わらず、惜しみなく語っていただけましたこと大変

感謝しております。

(3) その他の意見書等について
昨年度に続き、またも国税職員と国税OB税理士による情報漏えい事件が発生したため、国税庁へ抗議文および、日本税理士会連合会へ要望書を提出しました。そもそも国税OB税理士という制度があること自体が、この事件が起きた根本だと考えます。当連盟の昔からの主張である、「税理士となる資格を有する者は税理士試験の合格者のみ」とすることが、国民すべてに対して公平・公正な資格取得制度だと考えます。複数の資格取得制度は即刻廃止すべきです。本当に悔しい思いで提出をしました。

3. 税制改正について

(1) 税制改正に関する要望書について

要望項目は多岐にわたっていますが、今年度も重点要望項目として3点挙げました。「国税通則法の目的規定を見直し、かつ、納税者権利憲章を制定すること」、「立法過程の透明化を図ること」については、いずれも自由民主党政権下では敬遠される項目ではありますが、昨年度からの引き継ぎ項目として主張をしました。もう1点は「消費税を基幹税化させず、公平・中立・簡素な税制を構築すること」。消費税率の引き上げが行われ、法人税率の引き下げが色濃くなってきた時期でしたので、憲法から要請される応能負担の原則の観点から公平な税制を構築すべきと意見をしました。

(2) 所得税基本通達の制定について

『「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）（競馬の馬券の払戻金に係る所得区分）に対する意見』を作成し、国税庁課税部個人課税課審理第一係へ提出をしました。国税庁はこの通達で最高裁判所の判決を極々限定的に適用させようとしているため、当連盟は通達ではなく法律で対応すべきと意見をしました。そもそも現行の所得区分は65年前に制定されたものであり、時代背景の変化に対応できていないため制度疲労を起していることも意見しました。このことは税制改正に関する要望書にも書いてあります。

4. 納税環境整備について

(1) 納税者権利憲章

納税者権利憲章については、2回勉強会を開催しました。部員による勉強会と講師による勉強会でした。部員による勉強会は、部員全員が納税者権利憲章への想いを一つに共有できるよう行いました。講師による勉強会は海外との比較がメインでした。日本は諸外国に比べて大変遅れているため、早期に制定するよう国会議員に陳情を行いました。国会開催の時期が確定申告時期と重なっていますが、例年通り陳情を行いました。ある国会議員の計らいで、衆議院予算委員会の傍聴ができたのは減多に経験の出来ない体験となりました。

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインについて

『「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」に関する意

見』を作成し、内閣府特定個人情報保護委員会事務局総務課へ提出をしました。安全管理措置を講ずるの必要はありますが、民間の事業者に多くの負担を負わすべきではないことを意見しました。また、多くの負担を民間事業者にならなければ安全が保たれないシステムなのであれば、システムとして問題であるため、システムを再構築すべきであることも意見しました。さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）においては、罰則を新設する等罰則の強化がされておりますが、その罰則内容には差異がみられました。それぞれの行為による差異の基準が不明確であったため、基準を明確にするよう意見しました。

5. おわりに

全国青税は、全国各地域にある9つの単位青税の集まりであり、実際に顔を合わせて議論するのが距離的に困難であるにも関わらず、今年度は理事会の開催日の午前中に法対策部会を開催するなど工夫をし、全9会の部会を開催し、部員が集まれる機会を設け議論をしました。

他にも環太平洋経済連携

(TPP)協定の越境サービスの問題や社会保障・税番号制度（マイナンバー）の運用、そして消費税の軽減税率（複数税率）の反対など当連盟が取り組むべき問題は山積しています。これまで以上に深い議論と国民のための税理士制度、租税制度のために積極的な意見発信の必要性を感じます。今年度の活動がその一助となればと祈念しています。

最後になりましたが、一年間忙しい中一緒になって法対策部を支えてくださいました各委員長、積極的に意見を述べてくださいました法対策部の部員の皆さま、そして協議や審議にご協力をいただきました理事の皆さま、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。今後とも法対策部の活動に対してご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



あ と が き

不慣れな私に根気強くお付き合いをしていただいた税経の柳様本当にお世話になりました。ありがとうございます。

さて、来月の全国大会は「さいたま」でおもてなしをさせ

ていただきます。多くの会員・家族の方のご参加を希望しております。

また、お会いしましょう。

広報部長 小森秀子